

障精発 0426 第 1 号

令和 6 年 4 月 26 日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

(公 印 省 略)

医療観察診療報酬明細書等の記載要領について

標記については、「医療観察診療報酬明細書等の記載要領について」(令和 4 年 4 月 22 日障精発 0422 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知。以下「旧通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、当該記載要領を別紙のとおり定め、令和 6 年 7 月 1 日(6 月診療分)から適用することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、旧通知は、令和 6 年 6 月 30 日限り廃止する。